

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

- 告示 生活保護法による医療扶助等のための医療機関を指定した件 三六九
- 生活保護法による指定医療機関の名称を変更した旨届出があった件 三六九
- 生活保護法による指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった件 三六九
- 生活保護法による医療扶助等のための施術者を指定した件 三六九
- 青少年に有益な書籍として推奨する件 三九〇
- 県営土地改良事業計画を変更した件 三九〇
- 急傾斜地崩壊危険区域として指定する件 三九一
- 正誤 三九一
- 令和七年八月八日付け定例第六百号中 三九一

告示

福島県告示第五百六十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和七年八月二十六日

福島県知事 内堀 雅雄

名	称	所在地	指定年月日
訪問看護ステーション白河	西白河郡西郷村字下前田東二一三	令 和 七 年 四 月 一 日	
	サンライズ新白河A一―B		

阪内医院	伊達市梁川町青葉町九七番地	同年七月一日
あだち調剤薬局	二本松市油井字背戸谷地七一六	同日
なみえ調剤薬局	双葉郡浪江町大字幾世橋字六反田七一六	同日

（社会福祉課）

福島県告示第五百六十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の名称を変更した旨届出があった。

令和七年八月二十六日

福島県知事 内堀 雅雄

名	変更前	変更後	所在地
ゼネファーム薬局本町店	二本松本町薬局	二本松市本町一丁目七一番地	
ゼネファーム薬局小浜店	二本松小浜薬局	二本松市小浜字新町一九	
入澤泌尿器科内科クリニック	若松あおいクリニック	会津若松市飯寺南一丁目二番六号	

（社会福祉課）

福島県告示第五百六十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業

を廃止した旨届出があった。
令和七年八月二十六日

福島県知事 内堀 雅 雄

名 称	所 在 地	廃止年月日
一般財団法人 脳神経疾患 研究所 附属 総合南東北 病院 附属 須賀川診療所	須賀川市大袋町二〇六一二	令和七年七月 一日
クオール薬局 須賀川店	須賀川市大袋町一八七一一	同日
あだち調剤薬局	二本松市油井字背戸谷地七一一六	同年六月三〇 日
医療法人阪内医院	伊達市梁川町青葉町九七	同日
なみえ調剤薬局	双葉郡浪江町大字幾世橋字六反田 七一一六	同日

(社会福祉課)

福島県告示第五百六十五号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条第一項の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる柔道整復師を次のとおり指定した。
令和七年八月二十六日

福島県知事 内堀 雅 雄

氏 名	住 所	施 術 所 名	施 術 所 の 所 在 地	指 定 年 月 日
成田 亮一	南相馬市原町 区中太田字天 狗田九六一六	よつば整骨院	南相馬市原町区中太 田字天狗田九六一六	令和七年八月 一八日

(社会福祉課)

福島県告示第五百六十六号
福島県青少年健全育成条例(昭和五十三年福島県条例第三十号)第十二条の規定により、青少年の健全な育成を図る上において有益な書籍として、次のものを推奨する。
令和七年八月二十六日

福島県知事 内堀 雅 雄

推奨番号	名 称	制作者又は配給者	備 考
三〇五	おこなわ跳 びません	作 赤羽じゅんこ 絵 マコカワイ 発行所 株式会社静山社	推奨対象 小学生(高学年)
三〇六	「植物」を やめた植物 たち	文・写真 末次健司 発行所 株式会社福音館書 店	推奨対象 小学生(高学年) 中学生、高校生、青年、一 般
三〇七	こてんちゃ んがきた!	文 いたうみく 絵 かのうかりん 発行所 株式会社理論社	推奨対象 小学生(低学年)
三〇八	せかいいち のおおどろ ぼう	作 みきつきみ 絵 菅野由貴子 発行所 文研出版	推奨対象 幼児、小学生(低 学年)

(こども・青少年政策課)

福島県告示第五百六十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十八条第一項の規定により、高平中部地区に係る県営農山村地域復興基盤総合整備事業(農地整備事業)を行うため土地改良事業計画を変更した。この関係書類を次のとおり縦覧に供する。
令和七年八月二十六日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 縦覧に供する書類
 - 二 土地改良事業変更計画書の写し
 - 三 縦覧の期間
- 令和七年八月二十七日から
同 年九月十六日まで (二十一日間)
- 縦覧の場所
南相馬市役所

三七五
下
ら 後 一 ろ 六 か
福島県北建設事務所
福島県相双建設事務所